

岩手県告示第441号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

令和6年8月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 指定番号 | 種 類 | 名称等 | 発行所名 | 指定理由 |
|------|-----|---------------------------|-------------------|---|
| 06-5 | 雑誌 | 週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊 9月7日号 | 株式会社日本ジャーナル 出版 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、粗 暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、 若しくは助長し、又は犯罪若しくは自殺 を誘発し、若しくは助長し、その健全な 成長を阻害するおそれがある。 |
| 06-6 | 〃 | 臨時増刊ラヴァーズ V o l . 38 | 株式会社大洋図書 | |
| 06-7 | 〃 | 週刊アサヒ芸能8. 1 特大号 | 株式会社徳間書店 | |
| 06-8 | 〃 | 週刊大衆8月5日号 | 株式会社双葉社 | |